



島根県報

平成16年 7 月 7 日 (水)
号外 第 88 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

教委規則

島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則をここに公布する。

平成16年 7 月 7 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第22号

島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第59条第 5 項の規定に基づき島根県教育委員会が行う島根県立高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学力検査問題の作成)

第 2 条 学力検査問題は、島根県教育委員会が作成する。

(学力検査問題検討委員会)

第 3 条 学力検査問題を作成するため、学力検査問題検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、40人以内の委員をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長を置き、教育監をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(専門委員)

第 5 条 検討委員会に、次の表の左欄に掲げる専門委員を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担当する。

専門委員	担 当 す る 事 務
問題作成委員	学力検査問題の作成
問題検査委員	学力検査問題の適否の検討
問題評価委員	前年度に実施した学力検査問題に対する意見の陳述

2 問題作成委員及び問題検査委員は、教育長が別に定める選考基準及び手続に従い、教育長が任命する。

3 問題評価委員は、島根県内の公立中学校の教頭及び教諭のうちから教育長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、任命あるいは委嘱された日からその日の属する年度の末日までとする。

(学力検査の実施)

第 7 条 学力検査は、各県立高等学校において実施する。

2 学力検査の実施について必要な事項は、各県立高等学校の長が別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学力検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年6月30日から適用する。

(高等学校入学者選抜学力検査委員設置規則の廃止)

2 高等学校入学者選抜学力検査委員設置規則(昭和29年島根県教育委員会規則第8号)は、廃止する。